

役員報酬支給規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の役員報酬等に関する事項を定めることを目的とする。本規程をもって定款第36条第1項が規定する役員報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に規定する理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (4) 役員報酬とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。
- (5) 役員退職金とは、本会が役員に対して退職時に支給する役員としての業務の対価をいう。
- (6) 役員報酬等とは、役員報酬および役員退職手当をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本協会は理事の報酬、職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会（以下「総会」という。）の決議によって定める。

また、業務執行理事へは月額役員報酬を支給することができる。

監事の役員報酬は役員としての業務1日当たりにつき2万円を上限とする日額とする。年間の監事の役員報酬支給額は総会が定めた額を超えてはならない。

- 2 業務執行理事の月額役員報酬は役員俸給表（別表1）に従い、就任時において前職の給与などを勘案して理事会が決めた号俸に相当する額とする。該当号俸は、事業年度ごとに理事会が見直しを行い、適宜、変更することができる。
- 3 常勤の理事には賞与を支給しない。
- 4 常勤の理事の退職に際しては、その在職期間に応じ退職手当を支給することができる。退職手当は、在職1年度ごとに各年度に支給された月額役員報酬額の55/100に相当する額を上限として、理事会が退職する常勤の理事が退職する事前あるいは事後に開催される総会に支給金額を提案、総会の決議により支給を決定するものとする。
- 5 常勤の理事でない者が、研修会の講師を行うなど特別な技能を要する業務を遂行した場合には、当該業務の対価を支給する。この場合の額は別表2に定める支給基準を適用して算出する。
- 6 役員報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、常勤の理事には毎月25日に現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。監事に対しては、その都度の役員としての業務終了後速やかに現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 本規程は、本協会の一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2019年6月21日 第3条(別表) 一部改定

2023年6月24日 第3条 一部改定

(別表2) 研修会講師等の特別な技能を要する業務を遂行した理事に対する支給基準

医師、教授、看護部長 時給 14,000 円

准教授、副部長 時給 12,000 円

上記以外の者 時給 10,000 円